

問題を抱えている不動産の買取事例をご紹介します。

●隣地と境界で揉めている土地

お隣さんと長年にわたり実家の土地の境界で揉めていました。相続になったのですが、お子さんは実家に住んでいないため空き家になってしまいました。境界が決まっていないとその土地は普通に売却をすることができないのですが、そのまま空き家にしておくのも心配だし、毎年のように固定資産税がかかってしまいます。賃貸するにしてもリフォームが必要で、かなりのお金がかかりそうです。そこで、あとのことは当方にて対処することで、実家の土地建物を引き取らせていただきました。これで、お子さんたちは実家の心配がなくなり、肩の荷が下りました。

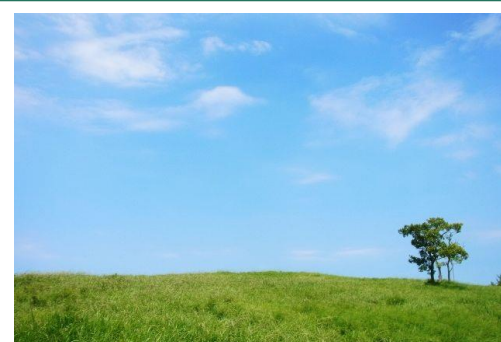
●借地上の建物

築40年超の借地上の建物を相続したのですが、お子さんはその家に住んでいないため空き家になってしまいました。借地の返却を地主さんに相談したところ、更地にして返すように言われました。そうすると、お子さんは解体費用を負担しなければなりません。そこで、その借地権付きの建物を当方にて引き取らせていただくことになりました。お子さんは解体費用を負担せずすみしました。

●貸宅地(底地)

複数の貸宅地(底地)をお持ちの地主さんのケース。一般的に、貸宅地は借地人さんからもらう地代の額に比べると相続税評価額が割高です。その土地を売却をしたとしても安い金額でしか売れないのですが、そのような土地に高い評価がついてしまっているのです。そのまま相続するとかなりの相続税がかかります。貸宅地をまとめて当方にて買い取らせていただくことにより、相続税の引き下げができ、納税資金も確保できました。これで相続税の心配がなくなりました。

不動産 相続 に関するご相談



- ☑ 空き家を放置しておくのが心配なので、解体・処分したい
- ☑ 問題を抱えていたり、売却が困難な不動産を処分したい
- ☑ 不動産の良い活用方法はないか検討したい
- ☑ 不動産をどのように承継させていけば良いか考えたい
- ☑ 相続でトラブルにならないように対策したい
- ☑ 相続税の対策を検討したい
- ☑ 遺言書の作成を相談したい

初回相談無料です。お気軽にご相談ください。

相続に強い専門家をご紹介します！

- 税理士: 税金対策に関する相談
- 土地家屋調査士: 測量
- 司法書士: 不動産の名義変更
- 保険会社: 保険の見直し
- 弁護士: 法律問題・紛争・トラブル

紀伊国屋 住まいる株式会社

神奈川県小田原市鴨宮666番地の1

TEL: 0465-20-8501

HP <http://www.i-kinokuniya.net>

